

## 第14回特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：令和4年2月10日(木) 午前10時10分～午前11時20分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 海鷗

### 3 出席者

(1) 委員

井原真吾委員、中村直人委員、本澤陽一委員

(2) 事務局

石川市政情報室長、北島主査、山崎主任主事

(3) 実施機関

(医療政策課) 小柳担当課長、中嶋課長補佐、西嶋主査、江沢主任主事、

江崎課長補佐、宇津木主任主事

(業務改革推進課) 高橋主査、山崎主査、荻野主事

(情報システム課) 高橋主査

### 4 議 事

(1) 全項目評価書の事前点検について（予防接種に関する事務）

(2) その他

### 5 議事の概要

(1) 全項目評価書の事前点検について（予防接種に関する事務）

事務局及び実施機関から説明を受け、意見交換し、評価書案については出た意見を反映した上で、市民意見聴取を実施することとした。

(2) その他

今回の会議の議事録について、事務局にて議事録案を作成し、各委員にて確認後、最終的な確定を会長に一任することとした。

## 6 会議経過

(石川市政情報室長) ただいまから、第14回特定個人情報保護評価部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しいところ出席いただきましてありがとうございます。

それでは、井原部会長よろしく申し上げます。

(井原部会長) それでは、千葉市情報公開・個人情報保護審議会、第14回特定個人情報保護評価部会を開催します。

本日は、部会委員3名全ての委員にご出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則第2条第2項において準用する、同条例第6条第2項の規定によりまして、本部会は成立しています。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

### ◆議事 全項目評価書の事前点検について

(井原部会長) まず、議事(1)「全項目評価書の事前点検について」を議題とします。事務局からご説明をお願いします。

(北島市政情報室主査) それでは、事務局からご説明します。

はじめに、資料の1-2をご覧ください。特定個人情報保護評価の実施事務フローでございます。

昨年8月の審議会でもご説明いたしましたが、間が空いてしまったことと、当時ご説明したものとスケジュールが変わっていますので改めて簡単にご説明します。

一番右側の列が審議会・部会関係になりますが、真ん中やや上、8月30日の審議会におきまして、本件について諮問し、概要をご説明させていただきました。その下が本日の評価部会でございます。市民意見聴取前の事前点検という位置付けになります。

その後のスケジュールとしては、本日いただいたご意見を反映した上で、3月に市民意見聴取を行い、その後、予定としては、意見聴取手続で出た意見を踏まえた評価書案を次の部会、5月頃を見込んでいますが、こちらでご審議いただきまして、その結果を、7月頃を見込んでいます。審議会の全体会でご報告をします。最終的に審議会から特定個人情報保護評価の実施に係る第三者点検としての答申をいただきまして、それを踏まえた最終的な評価書を個人情報保護委員会へ提出、公表というスケジュールになっています。

続いて「予防接種に関する事務」の現在の保護評価書の状況です。資料1－3をご覧ください。

平成28年に「基礎項目評価」を実施、公表し、令和3年2月に、しきい値判断の変更により重点項目評価を実施・公表いたしました。そして、この度、新型コロナウイルス感染症におけるコロナワクチン接種事務について、特定個人情報ファイルを取り扱って実施することなどから、しきい値判断における対象者数が30万人以上となった結果、「重点項目評価」から「全項目評価」に変わりましたので、審議会に諮問したものです。

続きまして、全項目評価書の事前点検の具体的な方法についてご説明します。

保護評価については、番号法、規則、指針等において、詳細な内容が定められています。これらについては、皆様のお手元にお配りしました青いファイルの右上に「関係法令等」とあります「特定個人情報保護評価関係例規集」にまとめています。

この中で点検に当たって関係するものとしては、インデックスの3「特定個人情報保護評価指針」、インデックス4「保護評価指針の解説」、別添資料ですが、4－1「全項目評価書の記載要領」、4－2「審査の観点における主な考慮事項」です。

審査の観点としては、インデックス3「特定個人情報保護評価指針」の18ページをご覧ください。「第10（2）審査の観点」、19ページにかけて記載がございます。

大きく分けて2つの観点がございます。1つは「ア 適合性」です。指針に定める実施手続等に適合した評価を実施しているかどうかというところですので、手続等に適合しているかどうかということですので、いわば形式的な審査となっています。

もう1つは「イ 妥当性」です。評価の内容が指針に定める目的等に照らし、妥当と認められるかどうか、目的等に照らして妥当かどうかということですので、実質的な審査の意味合いが強いものとなっています。

以上の2つの観点からの審査で、それぞれ観点が示されています。

さらに、指針の解説としてインデックスの4－2「特定個人情報保護評価指針第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項」というものでございまして、考慮事項の細目も含めまして1ページから7ページまでに記載がございます。

これらの審査における考慮事項が、評価書のどの記載項目に関するものかについて、記載項目ごとに審査における考慮事項を振り分けて、左右比較できるような形で整理したものが、別添という形で示されています。

従いまして、具体的な点検の方法としては、これを用いまして、今回、事務の所管課に

において作成した評価書案に記載された内容について、各記載項目の審査の観点及び細目を含めた考慮事項に基づいて、点検をしていただくことになります。

市の内部においても、審査の観点及び細目も含めた考慮事項に基づき、評価書案についてチェックを実施したところです。今回、点検の対象となる評価書案について、その結果を記載項目ごとの所見とコメントという形でまとめたものが、資料1-8「予防接種に関する事務 審査の観点チェックリスト」で、参考として配付をさせていただいています。

点検の具体的な方法についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

(井原部会長) ありがとうございます。

点検方法についてご説明をいただきましたが、ご質問、ご意見等はございますか。

(なし)

(井原部会長) 実際の保護評価書案について、所管課からご説明をお願いします。

(小柳医療政策課担当課長) 初めに、令和3年8月30日に開催されました審議会でご質問をいただいて、回答しなかった3つの事項に関して、担当からご説明します。

(西嶋医療政策課主査) 1つ目「接種会場でVRSを使うということは、市がVRSに係る業務を委託するということになり、市が評価を行うということか、それとも国がやっていることだから評価は国が行い、市で評価する内容ではないということになるのか」という質問をいただいています。

VRSというのは国が開発したシステムでありまして、市はVRSを使用して特定個人情報ファイルを保有する者になります。特定個人情報ファイルを保有する者は、特定個人情報保護評価に関する規則によりまして、特定個人情報保護評価を実施することが義務付けられているため、国ではなく市が今回の評価を行うことになります。

2つ目「個別医療機関が予診票をきちんと取扱いをしているというの確認は、市の個人情報の取扱業務として行うものであるが、実際の実行は医療機関が行っている。そこについて市は立ち入ることとなるのか」というご質問をいただきました。

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約は、全国知事会と日本医師会との契約、いわゆる集合契約となっています。予診票の取扱いを含む個人情報の取扱いについては、集合契約委託契約書の個人情報取扱注意事項に基づきまして、各医療機関等が適正に行うこととされています。

なお、市区町村は、医療機関がこの業務に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時調査することができるとされています。

3つ目「予診票の処理は明確に今回の評価書に記載した方がよいのではないか」というご意見をいただきました。

これについては、後ほどご説明しますが、業務フロー図に予診票のフローを記載しています。なお、予診票の取扱いに係る事務については、特定個人情報ファイルを取り扱うものではないということを申し添えさせていただきます。

(小柳医療政策課担当課長) 資料1-5の評価書の3ページをお開きください。

ここの「I 基本情報」のところですが、「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の中の「②事務の内容」をご覧ください。

はじめに、予防接種に関する事務の概略ということで、予防接種法に基づいて予防接種を実施する、対象者に関して予防接種を受けることを勧奨する、疾病となった場合に給付を行う、予防接種に関する記録を作成する、このような事務になります。

また、番号法の規定に従い、予防接種に関する記録に関する情報の提供も行います。

今回、評価をお願いしたい事務としては2つあります。「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務」と「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」です。普通の予防接種と異なり、これから未知のものが発生したときのための事務と、もう既に発生している新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務となります。

まず、新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種事務についてですが、これは新型インフルエンザ等感染症が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行います。また、番号法の規定に従いまして、情報提供ネットワークシステムに接続して、各情報機関が保有する特定個人情報について情報連携を行います。他団体と接種情報のやり取りをするということです。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務についてご説明します。新型インフルエンザの事務に加えてワクチン接種記録システムという、いわゆるVRSというシステムです。予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行います。予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理して、他市区町村への接種記録の照会・提供を行ったりもします。予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づいて接種証明書の交付を行うこと、いわゆるワクチンパスポートなどです、そのような事務を行います。

続きまして、本事務において使用するシステムについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務については江崎課長補佐、新型コロナウイルスについては西嶋主査よりご説明します。

(江崎医療政策課課長補佐) 本事務に使用します情報システムについて、資料1-5の3ページの記載内容に従ってご説明します。

3ページの下、「システム1」の保健医療・衛生情報システムですが、本市で作成する予防接種台帳を管理するシステムです。対象者の接種情報の登録や接種履歴の表示、OCRにより予診票から読み取った接種情報のデータ取り込みを行うとともに、通知発送用のデータ抽出、個別通知シール及び予診票などを印刷する機能を有しています。

次に、4ページをお願いします。

「システム2」の業務共通システムですが、庁内連携システムとしての機能と団体統合宛名システムとしての機能を併せ持ったシステムになります。

庁内連携システムとしての機能としては、各業務システムで管理する個人情報を取得した統合データベースというものを構築しておりまして、庁内の業務システム間の連携を行うとともに、中間サーバーとの情報連携を行っています。

また、団体内統合宛名システムとしての機能としては、住民それぞれに団体内統合宛名番号を重複のないよう付番し、管理をしています。

次に、4ページ、「システム3」の中間サーバーについてですが、これは社会保障・税番号制度の導入に当たり市区町村において整備するシステムとなっており、番号法、別表第2に記載する事務に係る特定個人情報を保持・管理し、他市町村との情報連携を行っています。

(西嶋医療政策課主査) 5ページの「システム4」をご覧ください。

システムの名称は、ワクチン接種記録システム、いわゆるVRSとなります。

システムの機能としては、VRSへの接種対象者・接種券の発行登録を行うこと。あとは、接種記録の管理をすること。転出や死亡時などのフラグ設定を行うこと。他市区町村への接種記録の照会や提供を行うこと。新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会、同じく証明書の電子申請受付・電子交付の実施を行います。

なお、他のシステムとの接続は行っておりません。

(江崎医療政策課課長補佐) 続きまして、6ページをご覧ください。

取り扱う特定個人情報ファイルについてですが、そのファイルというのは「予防接種対象者ファイル」で、これを取り扱う必要性が予防接種の適切な実施のための対象者の把握及び接種履歴の管理のほか、転入者について接種記録の照会、転出者について接種記録の提供など、送ったデータを中間サーバーや情報提供ネットワークを介して、他市区町村の

他機関との間で情報を相互に利用できるようになるということです。

また、事務の簡素化や手続の簡素化、行政事務の統一化のほか、予防接種履歴を管理することで接種歴の向上や間違い接種等の防止に繋がるのがメリットとなっています。

なお、法令の根拠は、この6ページの下の方に記載しているとおりです。

続きまして、7ページをご覧ください。

「(別添1)事務の内容」ということでイメージ図になっていますが、使用するシステムは従来の予防接種事務と特措法に基づく「新型インフルエンザ等感染症の予防接種事務」、「新型コロナの予防接種の事務」と大きく2つのグループとなっています。

まず、右側、黄色縦線で示された部分になりますが、今回、従来の予防接種事務については、対象人数が約18万で重点項目評価を実施していたところですが、特措法に基づく新型インフルエンザ等感染症の予防接種事務の情報をこちらに追加します。予防接種事務の流れは、従来の事務と特に変更はございません。本事務では、備考①にあるように、住基システムから必要情報を取得します。このときに取得する情報には特定個人情報は含まれておりません。備考②から⑥の事務において、他のシステムとの接続はなく、備考⑦で業務共通システムの団体内統合宛名システムと接続し、接種情報を保管します。情報提供ネットワークシステムを通じた他市町村との情報連携を行うに当たっては、中間サーバーから特定個人情報そのものにはアクセスできないよう制御された統合データベースを経由して取得要求を行い、生成された符号が情報提供ネットワークシステムから中間サーバーに通知されるという流れになっています。

(西嶋医療政策課主査) 私からは新型コロナに関するフローをご説明します。下の方に備考で①から⑩とございますが、①から⑤までは従来の予防接種事務と同じです。

続きまして⑧です。各医療機関等から予診票をAI-OCRで読み取った後に、VRSへ取り込みを行います。

次に⑨、特定個人情報ファイルの流れになるのですが、特定個人情報ファイル、これはCSVになりますが、こちらを予防接種台帳システムからVRSの方に登録を行います。

そして、他市町村への接種記録の提供が⑩にございますように行われます。

あと、その下に予防接種証明書の電子交付アプリにつきましても、特定個人情報を取り込みまして、接種記録を書き出すというふうになっています。

最後に、中間サーバーを用いました情報連携もできるようにしています。

(江崎医療政策課課長補佐) 続きまして、8ページをご覧ください。特定個人情報ファ

イルの概要ですが、ファイルは予防接種情報ファイルで、対象となるのは接種対象者です。予防接種事業を実施するにあたり、被接種者の予防接種歴を把握し、接種記録の管理や未接種者を正確に把握し、勧奨を行うために必要となるものです。

記録される情報は、④記録される項目のとおりとなっています。

(西嶋医療政策課主査) それでは、9ページをご覧ください。特定個人情報の入手・使用についてご説明します。

まず、入手元ですが、これは本人又は本人の代理人です。そして、評価実施機関内の他部署としては、市民局の区政推進課、住民基本台帳システムを取り扱う課となっています。あわせて、予防接種協力医療機関となっています。

入手方法としては、紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他としましてVRSとなっています。

入手の時期や頻度について、住基情報は、日次で入手しています。あと、予防接種の履歴情報については、毎月末に予防接種の医療機関から月次で入手しています。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、転入者に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度、また、転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度、入手を行います。

続きまして、④入手に係る妥当性です。こちらは、制度上認められた時期や頻度・方法により情報を入手しています。また、住基の異動について、迅速かつ効率的な対応を行える頻度で情報を入手しています。

また、新型コロナに関する追加事項としまして、千葉県への転入者については、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手します。また、千葉県からの転出者については、転出先市区町村へ千葉県での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手します。接種証明書の交付のために接種者から交付申請があった場合のみ入手します。

続きまして、本人への明示ですが、本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で入手をしています。

また、新型インフルエンザに係る事務としては、庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法に基づいて行っています。

次に、新型コロナに係る事務に関しましては、庁内連携又は情報提供ネットワークシス



テムを通じた入手を行うこと、こちら番号法に通知されています。また、千葉市への転入者について接種者側からの同意を得て入手するとしています。次に、接種者からの証明書の交付申請に合わせて本人から入手することと、あとは電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示しまして、同意を得てから入手するとしています。

最後に使用目的ですが、未接種者への接種勧奨及び接種の適正な実施の確認等のために使用するとしています。

では、10ページをお願いします。

使用の主体としては、医療政策課及び感染症対策課になっています。

使用方法としては、対象者の抽出。予防接種台帳システムへの接種情報の登録。被接種者の接種状況について情報提供ネットワークシステムを介した情報提供。予防接種接種委託料の請求において、接種状況の確認のために使用する。予防接種希望者の自己負担区分を確実に把握するため、使用する。予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に利用するため、使用する。その他予防接種事業に必要な確認作業が発生した際に利用するため、使用するとしています。

また、新型コロナに関することとしては、千葉市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用します。千葉市からの転出者については、転出先市区町村へ千葉市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用します。また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際に、接種記録を照会するために特定個人情報を使用します。

情報の突合としては、予防接種台帳システムへの登録時に、誤登録防止のために予診票の氏名、生年月日、性別と住基情報を突合しています。

また、新型コロナに関する事務としては、千葉市からの転出者について、千葉市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、千葉市の接種記録と突合します。

使用開始日は、平成29年4月1日からとなっています。

今回の入手使用に関するリスクについてご説明します。18ページをご覧ください。

まず、対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容について、新型コロナウイルスにおける追加措置としては、こちらに記載のとおり①から④まで決めています。転入者本人から個人番号を入手すること。転出先市区町村から個人番号を入手する際の規定を

決めています。あとは、転出元市区町村からの接種記録の入手方法、証明書の交付申請者からの個人番号の入手方法を定めています。

また、必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容としては、個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止するようにしています。

19ページをご覧ください。

不適切な方法で入手が行われるリスクとしては、VRSについては、VRSのデータベースは市区町村ごとに論理的に区分されておりまして、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御をしています。

また、接種証明書の交付機能については、専用アプリからのみ交付申請が可能としています。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避けています。

続きまして、リスクの3つ目として、入手した特定個人情報が不正確であるリスクについては、入手の際の本人確認の措置を決めておりまして、個人番号カードのICチップ読み取りと暗証番号入力による二要素認証で本人確認を行うために本人からの情報のみが送信されるようにしています。

最後に、20ページです。入手の際に特定の個人情報が漏えい・紛失するリスクについて記載しています。VRSにおける追加措置としまして、入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用しています。

また、接種証明書の電子交付機能については、電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことによりまして、通信内容の取得及び盗聴防止の対応をしています。

**(江崎医療政策課課長補佐)** 11ページをご覧ください。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託についてご説明します。

まず、委託事項1として、保健医療・衛生情報システムの運用保守についてです。こちらについては、システムの安定稼働のため、専門知識を有する民間事業者に委託をしており、庁舎内にてシステム機器を直接操作しています。

こちらに対してのリスク対策ですが、23ページをご覧ください。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託のリスクということで、情報保護管理体制の確認については、委託先の社会的信用と能力を情報セキュリティマネジメントシステム、ISO9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、業

務委託については、「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提にしています。契約時に、委託先に対し必要に応じ報告を求め、実地検査できることなどを規定するなど、適切に個人情報を取り扱うよう個人情報特記事項に明記をしています。

(西嶋医療政策課主査) それでは、12ページをご覧ください。

委託事項の2つ目として、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等になります。

こちらは、特定個人情報としては、対象は10万人以上100万人未満の数になっており、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者となります。

妥当性としては、VRSを用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要があります。

委託先において取り扱う人数としては、10人以上50人未満となっています。

委託先への特定個人情報ファイルの提供方法としては、LG-WAN回線を用いた提供、こちらVRS本体になります。また、本人から電子交付アプリを用いた提供となります。

委託先名は、株式会社ミラボとあります。こちらは、国と契約をしてVRSを開発した会社となっています。なお、再委託については、再委託はしないとしています。

次に、13ページをご覧ください。委託事項3としまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するヘルプデスク業務となります。

委託内容としては、予防接種証明書の発行に関する業務となります。

対象としては、予防接種の対象者である10万人以上100万人未満となります。

委託先における取扱者数ですが、こちらは10人未満となっており、特定個人情報のファイルの提供方法としては、庁舎内にてシステム機器を直接操作することになります。

委託先名は、株式会社パソナとなりまして、委託先名の確認方法としては、千葉県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができます。

それでは、委託に係るリスクについて説明します。23ページをご覧ください。

まず、リスク対策としまして、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限しています。内容としては、個人情報取扱事務従事者報告書により、特定個人情報を取り扱う従事者をリスト化し、提出させています。閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にしています。次に、閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限しています。最後に、閲覧／更新のログを取得し、不正な使用がないことを確認しています。

次に、特定個人情報ファイルの取扱いの記録をしています。内容としては、特定個人情報

報ファイルへのアクセス履歴を記録しています。システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残し、また、契約書等に基づきまして、委託契約が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残しています。また、委託業者から、セキュリティ研修の実施等、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残しています。

また、特定個人情報の提供ルールや消去ルールを記載のとおり定めています。

1枚めくりまして、24ページをお願いします。

委託の契約書の中にも特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めておりまして、内容としては、契約書において、秘密保持、個人情報の使用、複製等、管理、個人情報の取得、個人情報の返還及び事故発生時の対応等について規定するとともに、契約発注者は必要があると認めるときは委託先に報告を求め、又は実地に検査することができる旨も規定しています。

最後に、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いについてですが、特定個人情報を取り扱う業務については再委託をしておりません。

(江崎医療政策課課長補佐) 14ページをご覧ください。特定個人情報の提供・移転についてです。

提供先1、2については、予防接種法による予防接種の実施に関する事務について、市町村長及び都道府県知事に提供ということです。

提供3については、こちら15ページになりますけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務について、それぞれ情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度提供を行います。

こちらのリスク対策ということで、26ページをご覧ください。

情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策として、中間サーバーについては、国の一括開発した中間サーバー・ソフトウェアを使用していること、また、地方公共団体情報システム機構が整備する中間サーバー・プラットフォームを全国自治体と共用することにより、番号法上で認められた情報連携以外の照会を拒否することなどの機能を備えているなど、目的外の提供、その他のリスクに対応をしています。

千葉市独自の措置としては、システム利用権限を有する者を制限した上、アクセスログを取得していること等により、各リスクへの対応・対策を行っています。

(西嶋医療政策課主査) 15ページに戻りまして、提供先4についてご説明します。

提供先4としまして、各市区町村長になります。

番号法に基づいて行っておりまして、提供先における用途としては、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務になります。

提供する情報は、市区町村コード及び転入者の個人番号になります。

提供方法としては、ワクチン接種記録システム（VRS）になります。

それでは、特定個人情報の提供・移転に関するリスクについてご説明します。

25ページをご覧ください。

まず、リスクとしまして3つございまして、リスク1が不正な提供・移転が行われるリスクとなります。

こちらについては、VRSでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から情報提供等の記録を入手し、記録の確認をすることができますとなっています。

リスクの2つ目としまして、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクがございます。こちらは、千葉市の転入者については、転出元市区町村から接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号を提供しますが、その際は住民基本台帳等により、照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、VRSを用いて提供しています。

転出先市区町村へ接種記録を提供しますが、その際には転出元市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをVRSを用いて提供します。

最後に、リスクの3つ目としまして、誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクを記載しています。

VRSにおいては、転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供については、千葉市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するために転出元市区町村へ個人番号を提供しますが、その際は個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信します。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号とともに送信したとしても、電文を受ける市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号は提供されません。これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっています。

**(江崎医療政策課課長補佐)** それでは、16ページをご覧ください。

特定個人情報の保管・消去についてです。

①保管場所、③消去方法について、要点をご説明します。

①及び③の千葉市における措置及び中間サーバー・プラットフォームにおける措置につ

いてですけれども、内容については、16ページに記載のとおりとなっています。

そのリスク対策ということで、ページが飛びまして29ページをご覧ください。

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクです。こちらに対しては、⑤物理的対策として、サーバー室は静脈認証により入退室管理を行い、電子媒体や紙資料については、施錠可能な倉庫にて保管を行っています。

中間サーバーに関しては、入退室の管理をしていることと併せて、電子媒体等の所持、持込み等が行われないう、警備員等により確認を行っているということになります。

次に、30ページをご覧ください。

⑥技術的対策について、千葉市の措置として、不正プログラム対策、不正アクセス対策を行うこと、また、USBメモリの使用不可設定や、操作ログの記録等を行っています。

中間サーバー・プラットフォームにおける措置としては、UTM等を導入し、アクセス制限、侵入防止等の措置を行うとともに、ログの解析を行っています。

31ページに移りまして、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクについては、住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存期間が過ぎたデータについては削除を行うとともに、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保するという措置を講じています。

(西嶋医療政策課主査) それでは、16ページにお戻りください。

特定個人情報の保管・消去について、VRSの追加措置についてご説明します。

まず、①保管場所として、VRSは特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のために統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しています。

セキュリティ対策としては、論理的に区分された千葉市の領域にデータを保管すること、当該領域のデータは、暗号化処理をしているということ、個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御していること、国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御していること、日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用していることとなっています。

接種証明書の電子交付機能については、電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしているとなっています。

また、③消去方法につきまして、VRSの追加措置ですが、自機関の領域に保管されたデータのみ、VRSを用いて消去することができます。また、自機関の領域に保管された

データは、他機関から消去はできないようになっています。

なお、クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することはできなくなっています。

では、保管・消去に係るリスクについて、ご説明をします。

29ページをご覧ください。

保管・消去につきまして、VRSでは、物理的対策としまして、サーバー設置場所等への入退室記録管理や施錠管理を行っています。また、日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用しています。

30ページをご覧ください。

VRSの技術的対策ですが、論理的に区分された千葉市の領域にデータを保管すること、当該領域のデータは、暗号化処理をすること、個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御していること、国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御していること、当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えていること、LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしていることとなっています。

また、接種証明の電子交付については、電子交付アプリについては、申請情報を記録しないこととしています。また、電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことによりまして、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしています。

31ページに移りまして、消去に係るリスクについてご説明します。

VRSは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしているため、保管期間を過ぎた情報については、システムで自動判別し消去を行っています。

評価書の説明は以上となります。

(井原部会長) ただいまご説明いただいた内容について、委員の先生方、何かご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

私の方から2点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、18ページにも同じ記載がありますが、26ページの「目的外の入手が行われるリスク」という項目で、一番上の「千葉市での措置」として、「予防接種協力医療機関から提出される予診票は、誤記がないよう予め必要事項が記載されたシール等を配布し

ている。」と記載されています。氏名等の個人情報をシールに記載しておいて、医療機関では丸だけつければよいという意味なのかなと思いますが、そのような認識でよろしいでしょうか。

(江崎医療政策課課長補佐) こちらについては、氏名と、個人番号ではない管理番号を付番したシールをあらかじめ接種対象者に送付しておきまして、そちらの方を使用させていただくことで接種管理番号と、その方を紐づけて特定するというような対応になっています。

(井原部会長) 分かりました、ありがとうございます。

あともう1点が、12ページの「⑤委託先名の確認方法」で、これは国の記載例でこうなっているのでしょうかがないのかなと思いますが、他の委託事項とは違って、国が委託契約しているため、千葉市への情報開示請求では確認できないのですよね。

(西嶋医療政策課主査) おっしゃるとおりです。

(井原部会長) そうであれば、やむを得ないと思います。ほかにいかがでしょうか。

(本澤委員) 同じ12ページの「①委託内容」で、VRSを用いた特定個人情報ファイルの管理等を委託ということですが、結局、何を委託しているのかが分からないのではないかと思います。管理を委託ということですが、結局、何をしてもらうのでしょうか。

(江沢医療政策課主任主事) VRSの部分については国から全国統一で記載例というものが提示されておりまして、そちらを転記した形になっています。

株式会社ミラボが、VRSの開発等をご担当しているのですが、その後の保守ですとか、何か不具合が生じたときの対応などを行っていただいているという内容は分かりますが、仕様書などの詳しい情報については、市に対しても国から開示されておりませんので、申し訳ございませんが、詳細についてはお答えできないというところです。

(本澤委員) 千葉市民から質問があっても、そう答えるしかないということですね。

(江沢医療政策課主任主事) はい。そうなります。

国の方で作った領域の中に、千葉市の領域、市原市の領域、東京都何々区の領域ということで分けられていて、千葉市で閲覧できるのは、基本的に千葉市にあてがわれた領域のみです。株式会社ミラボが、全ての領域の特定個人情報等を閲覧できるわけではなく、あくまでもそのサーバーの管理をしているだけで、統一的に情報収集しているわけではないというふうなお話を伺っています。

(本澤委員) 6ページの「特定個人情報ファイル名」では、「予防接種対象者ファイル」



と記載してありますが、7ページでは「予防接種対象者ファイル」がどこにも出てきていません。

(中村委員) そういう点では、資料1-4の別紙2とは、若干、文言が違うところがありますね。評価書では「予防接種台帳システム」と記載してありますが、別紙2では「予防接種台帳管理システム」と記載してあります。

全体として、文言をもう一度チェックしていただければと思います。

7ページに記載してある「予防接種台帳システム端末」については、端末ではなく、システムですね。

(本澤委員) 「保健医療・衛生情報システム」の中に「予防接種台帳システム」も入っているのでしょうか。

(江崎医療政策課課長補佐) 入っています。

(本澤委員) 「予防接種対象者ファイル」というのは、「予防接種台帳システム」の特定個人情報ファイルから一定の条件で抽出されたものということですか。

(江崎医療政策課課長補佐) 6ページの「予防接種対象者ファイル」、7ページの「⑨特定個人情報ファイル」、8ページの「予防接種情報ファイル」は同一のものになります。名称が統一されておりましたので、「予防接種対象者ファイル」という名称に統一し、評価書を修正します。

(井原部会長) ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

(井原部会長) それでは、今の意見を踏まえて、修正等をお願いします。

用語の統一については、用語を知らない人が読むことを考えると大事だと思いますので、大変だと思いますが、見返していただければと思います。よろしくをお願いします。

#### ◆その他

(井原部会長) それでは、「3 その他」として事務局から何かございますか。

(北島市政情報室主査) 本日の部会終了後に、追加の意見や質問等がある場合は、2月17日までに、事務局あてにメールにて、ご提出をお願いします。

本日いただいた意見、追加でご提出のあった意見を踏まえ、修正を行った評価書案をもって、3月1日から予定しています市民意見の募集をします。

なお、市民意見募集にかける評価書（案）については、事前に部会の委員の皆様のほか、審議会のほかの委員の皆様にも送付します。

次に、本日の会議の議事録の確定方法でございます。後日、事務局で議事録の案を作成し、併せて非公開とすべき部分を検討し、明示した上で委員の皆様へお送りいたしまして、ご意見を頂戴します。いただいたご意見を基に修正案を作成しますので、その確定については部会長さんに一任していただく形でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

（北島市政情報室主査） ありがとうございます。

事務局からは以上でございます。

（井原部会長） ただいま、追加意見等の提出や評価書の修正及び審議会の委員への送付、議事録の確定について事務局からご説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

（井原部会長） それでは、部会委員の皆様につきましては、追加の意見等がある場合は、来週の木曜日、2月17日までにメールにて事務局まで、ご意見のご提出をお願いします。

また、事務局は、後日、本日出た意見や追加で提出のあった意見等を踏まえて評価書（案）を修正していただいて、3月1日からの市民意見募集にかける評価書（案）について、事前に送付をお願いします。

また、議事録の最終確定については、私にご一任いただきましたので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、千葉市情報公開・個人情報保護審議会、第14回特定個人情報保護評価部会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

（石川市政情報室長） 本日は、慎重にご審議いただきありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。